



これからの阿波おどり Q & A

阿波おどりは言うまでもなく、徳島の文化遺産であり、400年以上の歴史を誇る伝統文化です。

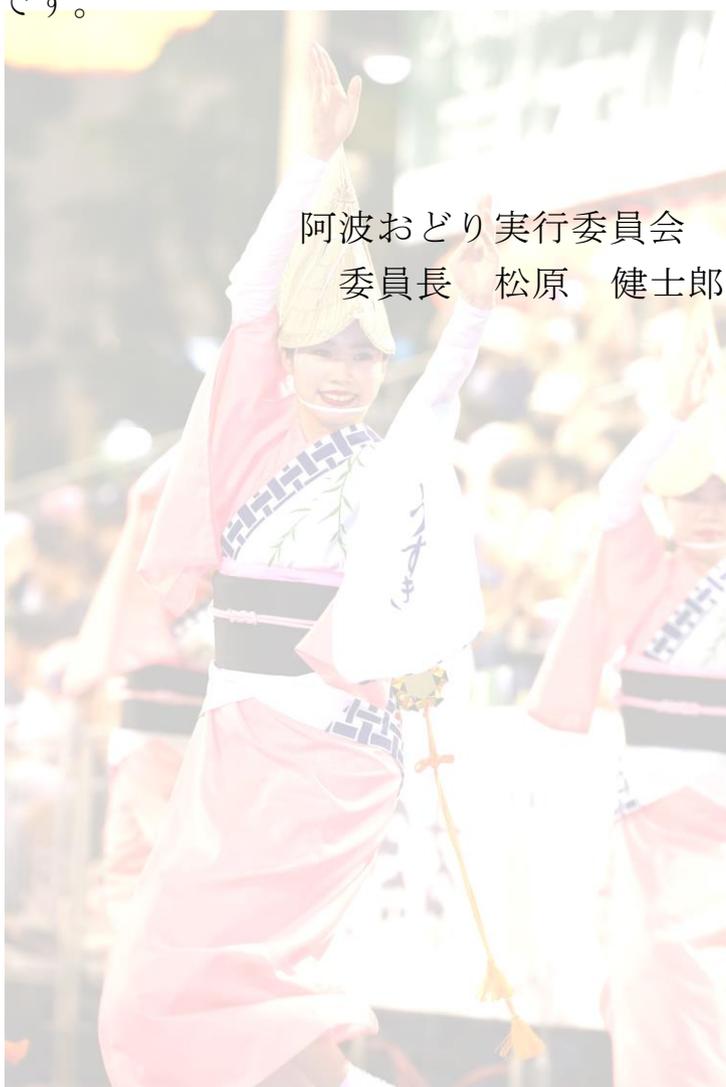
しかし、昨年は、開催が危ぶまれ、多くの人から叱責を受けました。

そこで、先人から託された阿波おどりを継承、発展させることは私たちの責務であるとの思いから、阿波おどりの過去、現在、そして未来についてご理解いただくため、この小冊子を作成しました。

阿波おどり実行委員会一同、新しい元号のもとで初めて開催されるこの夏の阿波おどりの成功に向け、全力で取り組んでおりますので、皆さまにご高覧いただければ幸いです。

平成31年3月吉日

阿波おどり実行委員会
委員長 松原 健士郎



Q 1 阿波おどりはどこが主催しているのですか。

A 1 平成29年度までは、阿波おどりは、徳島市観光協会と徳島新聞社が共催していました。しかし、徳島市観光協会に対し、平成30年3月29日に破産決定がなされたことなどから、平成30年度の阿波おどりを徳島市が責任を持って実施するため、徳島県商工会議所連合会をはじめとする7団体のご協力をいただき、新たな実行委員会が主催して行われました。今年2月に、実行委員会委員の再編が行われ、今夏の阿波おどりは、弁護士を委員長とする7団体の構成員による実行委員会によって開催いたします。

Q 2 何故徳島市観光協会が破産することになったのですか。

A 2 徳島市観光協会の阿波おどり事業特別会計において、多額の累積赤字があったことから、この解消に向け、徳島市は、徳島新聞社及び徳島市観光協会とともに、協議をしていくつもりでしたが、再三日程調整を行ったものの、徳島市観光協会が出席に応じることがないまま、時間だけが経過しました。

そこで、徳島市は、これ以上時間を費やすことができないと考え、地方自治法に基づく調査をすることとしました。弁護士等に依頼して作成された調査団からは「観光協会が、累積赤字を解消しつつ、阿波おどり事業を継続していくことは極めて困難である」との報告書が提出されました。この報告書も踏まえ、徳島市は、平成30年度の阿波おどり補助金を交付しないこと、及び損失補償契約を締結しないことを決定しました。

その後、徳島市観光協会が金融機関からの借入金の返済を拒否したため、1日当たり約14万5千円、このまま放置しますと、1年で約5,300万円という遅延損害金が発生することとなり、市民の負担をこれ以上増やさず、できるだけ軽減させるために、やむを得ず、徳島市観光協会の破産手続き開始の申立てを行い、平成30年3月29日に裁判所において、破産手続き開始が決定されました。

Q₃ 徳島市観光協会が破産した後の平成30年度の阿波おどりが赤字に陥ったのはなぜですか。

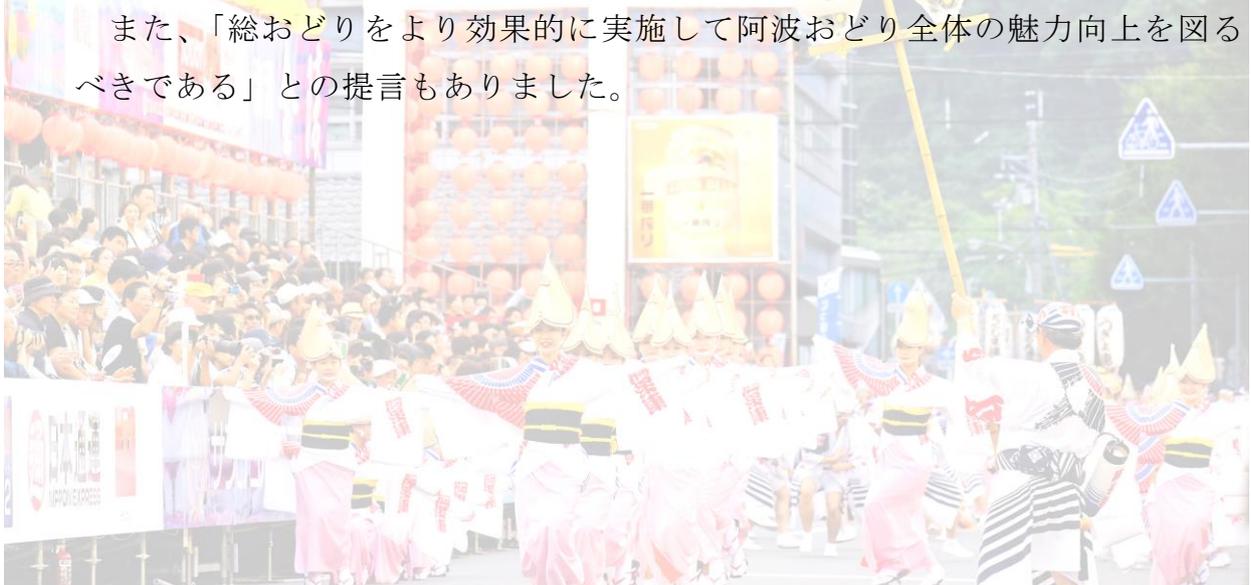
A₃ 平成30年度においては、徳島市観光協会が所有していたLED照明を購入するなど、臨時的な経費も含め約2,960万円の資金不足が発生しました。

これは、阿波おどり振興協会の総おどり中止の報道が阿波おどり中止のような誤解を与えたことなどにより、チケット収入が減少したことが主な要因と考えています。また、支出については、総額としては例年並に抑えることができましたが、限られた時間の中での作業となったことから、これまで以上に支出を抑制するために、契約方法を見直すことなどはあまりできませんでした。

Q₄ 阿波おどり事業の改善のため、阿波おどり実行委員会が設置した有識者会議からどのような提言がなされましたか。

A₄ 有識者会議では、A₂で述べました状況の中でも「限られた時間の中、22時以降の有名連のみのフィナーレや前夜祭の演出等にぎわいの創出に取り組んだ」と平成30年度の阿波おどりに対し、好意的な評価も頂きましたが、「実行委員長を民間から選任すべきことや阿波おどり事業をより健全にかつ持続的に実施するために民間委託を導入する必要性、チケット料金の改定、出演料の廃止と参加費創設等」について提言がありました。

また、「総おどりをより効果的に実施して阿波おどり全体の魅力向上を図るべきである」との提言もありました。



Q 5 有識者会議の提言を受けてどのように運営方法を改めましたか。

A 5 有識者会議の提言を受けて、実行委員長に弁護士を選任したほか、民間委託を導入致しました。

また、有識者会議からは、「地域の貴重な伝統文化である阿波おどりを継承していくためには、みんなで支え合っていくことが基本である」と提言されたのを受け、有名連に対する出演料は弁当代と駐車場代など実費相当分に限って支払うことにしました。

参加費も多くの団体に参加して頂くために提言内容からは大幅に減額して企業連2万円、一般連1万円、大学連5,000円としました。また、全国の他の祭りの料金を参考に、一部のチケット料金を改定しました。

総おどりについては、一つの演舞場だけで実施するのはチケット購入者の方にとっては不公平感が発生しますので、日毎に四個所ある有料演舞場の場所を変えて実施しようと考えています。

Q 6 他の県での催しはどうなっていますか。

A 6 同じ阿波おどりでは、高円寺阿波おどりでは事務局を特定非営利活動法人が務め、チケット代金は賛助会員（年会費）15,000円、協賛者席8,000円、参加費は1連登録料5万円となっています。

お隣の高知県のよさこい祭りでは、事務局を高知商工会議所内に置き、チケット代金は、1,000円～1,800円、参加協力費1チーム6万円となっています。

提言書でも指摘されたこともありますが、貴重な伝統文化である阿波おどりを継承していくためには、踊り手を含めた参加者すべての人が自分達でこの阿波おどりを支えていこうとする気持ちになって頂きたいと考えています。

Q 7 なぜ阿波おどりを民間委託により実施するのですか。

A 7 有識者会議からの提言書の中でも述べられていますが、昨年度まで阿波おどり事業を実施してきた徳島市観光協会のように、阿波おどり事業が赤字となった場合に、税金で補てんするようなことは、当事者意識の希薄につながります。

そこで、収支の責任を民間事業者が負うこととし、民間事業者が有するアイデアやノウハウを最大限活用することにより、効率的に事業を実施することで経済性を追求するとともに、協賛金を増加させたり、新たな収入源を確保することにより、阿波おどり事業を健全に、かつ持続的に実施できるようになります。また、国内のみならず、世界に向けて阿波おどりを情報発信していくことが期待できるとともに、阿波おどりの振興や発展につながるものと考え、民間委託を導入することにしました。

さらに、阿波おどり事業で得た収益の一部を阿波おどり実行委員会に納付していただき、これを徳島市の基金に積み立てることにより、将来、必要になる栈敷改修など多額の経費に備えるとともに、阿波おどりの振興に還元できる仕組みも構築しています。

このように、民間委託の導入により、赤字解消に向けた道筋がつくとともに、阿波おどりをより健全かつ持続的に実施できるようになることを期待しています。

Q 8 阿波おどりは興行なのですか。

A 8 阿波おどりは、徳島が世界に誇る観光資源であり、市民の生活の一部となっている伝統文化です。

一方、阿波おどり事業は、事業規模が3億円にのぼり、収入総額の約7割をチケット販売が占める、興行性の強い一面があります。また、阿波おどりは、阿波おどり期間中に大勢の観光客を徳島に呼び込むだけでなく、国内外での観光PRの際に阿波おどりの実演を取り入れることで、徳島への観光誘客の大きな武器となっています。

阿波おどり事業を持続的に実施していくためには、阿波おどり事業に「文化」と「興行」という両面があることをしっかり認識し、そのうえで一方に偏るのではなく、バランスをとりながら取り組む必要があると考えています。

Q 9 市民の文化遺産である阿波おどりは守れるのですか。

A 9 民間委託を、阿波おどりを民間事業者に丸投げするように誤解されている方もおられるでしょうが、そうではありません。

まず、民間事業者が阿波おどりを実施するに当たっては毎年度実行委員会が策定する事業計画に基づき実施することを基本にするとともに、踊り手や来場者、観光客、地域住民など様々な方からの意見を反映させるなど、時代とともに変化するニーズに合った企画運営を行うこととしています。

このため、民間事業者に対しアンケートの実施を義務づけるとともに、民間事業者は毎年度4月から9月迄の間、少なくとも毎月1回以上、実行委員会に事業の進捗状況の報告や実行委員会の企画運営に対する意見を反映させるために必要な協議の場を設ける義務もあるのです。

さらに、阿波おどり事業を客観的に評価するために設置する評価機関の意見を、実行委員会と民間事業者が共有することで、毎年、前年よりも良い阿波おどりを実施していくこととしています。

このように、民間事業者が思うままに阿波おどりを実施できるのではなく、阿波おどり事業の主催者である実行委員会が、今後も、阿波おどりを地域の伝統文化として後世に継承し、さらに発展させていく舵取り役を担うのです。

これからの阿波おどりは、みんなで支え合っていく阿波おどりへの転換を最大のコンセプトとし、安全、安心な環境と収支均衡を確保しながら、これまで以上に皆様に楽しんで頂く阿波おどりにしたいと考えています。

市民の皆様のご理解とご支援をよろしくお願いします。

